

令和7年9月下旬から新しい地番（番地）になります。

菅谷高畑土地区画整理事業は平成9年10月から事業を開始し、皆様のご協力によりまして換地処分のお知らせ日を令和7年9月下旬の予定で事務処理を進めております。

公告をいたしますと翌日から区画整理地区内のすべての土地が、新地番(新住所)を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくよう、皆様のご協力をお願いいたします。実施にあたって、皆様に知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

市役所の公簿・台帳等の住所の変更

市役所の住民基本台帳、印鑑登録票等の諸公簿や、国・県等の関係官庁にある公簿は各機関で変更されますが、次の場合は本人が申請しなければ変更されませんので、すみやかに手続きをしてください。

1. 法務局・市役所が変更手続きをするもの

公 簿 名	更 正 欄	説 明
住民基本台帳	住 所 欄	市役所で新しい住所に書きかえます。
印鑑登録票		
選挙人名簿		
国民健康保険台帳		
土地登記簿	表題部の所在欄	表題部の所在欄のみ、市役所で書きかえます。 所有名義人などの住所は本人の申請があるまでは変わりません。
建物登記簿		

※ 戸籍の本籍は本人からの申出により変更されます。本籍の変更を希望されない場合は手続きは不要です。

2. みなさんがご自分で地番（番地）変更の手続きをしていただくもの

	件 名 (手続きが必要なもの)	該 当 者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)
不 動 産 登 記	換地処分の公告後、数ヶ月間は土地区画整理により登記閉鎖となりますので、不動産登記の変更手続きは、登記事務停止解除後をお願いします。				
	土地・建物の不動産の所在(表題部)	土地・建物の所有者	前橋地方法務局 高崎支局 (027-322-6315)	不動産の所在(表題部)は自動的に変更されます。	
	土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者		法務省のホームページで「かんたん登記申請」及び「検索用情報の申出」をしてください。法務局が定期的に住基ネットを確認して住所変更登記をおこないます。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・(委任する場合は委任状)
	抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			
法 人 登 記・商 業 登 記	会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人の代表者	前橋地方法務局 本局 (027-221-4466)	「会社法人等番号の登記」をするとスマート変更登記が利用できます。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・(委任する場合は委任状)
	本店及び支店の住所	法人の代表者		地番変更後、本店は2週間以内、支店は3週間以内に変更の手続きをしてください。	
免 許 等	自動車運転免許証(マイナ免許証)の住所及び本籍変更	左記の免許証をお持ちの方	高崎交通安全協会 (027-361-1101) 群馬県総合交通センター (027-253-9300)	すみやかに変更の手続きをしてください。	・変更証明書 ・免許証(マイナ免許証) (本籍を変更する方は本籍記載の住民票が必要になります。)
	パスポート	パスポートをお持ちの方		「所持人記入欄」のあるパスポートをお持ちの方は住所欄をご自分で訂正してください。	
車 検 証 等	自動車検査証等の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局 (050-5540-2021)	お立ち寄りの際に変更の手続きをください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
	軽自動車検査証等の住所変更	軽自動車(軽四輪・軽三輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 群馬事務所 (050-3816-3109)	お立ち寄りの際に変更の手続きをください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
保 健 所 関 係	小児慢性特定疾病医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	高崎市保健所 保健予防課 (027-381-6112)	すみやかに変更の手続きをください。	・小児慢性特定疾病医療受給者証
	特定医療費(指定難病)受給者証				・特定医療費(指定難病)受給者証 ・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など
	肝炎治療受給者証				・肝炎治療受給者証 ・住民票
	予防接種通知書(予診票)	左記の通知書をお持ちの方		住所欄をご自分で訂正してください。	
	医療機関、施術所、歯科技工所、薬局、医薬品・医療機器販売業等の所在地変更または開設者、管理者の住所変更	左記の医療機関等の開設者	高崎市保健所 保健医療総務課 (027-381-6111)	すみやかに変更の手続きをください。	・変更証明書 ・変更届
	医療法人の所在地変更、定款変更及び理事長の住所変更	医療法人及び理事長		担当課へご相談ください。	
	理容所、美容所、クリーニング所、旅館営業、公衆浴場業の許可証の住所変更	左記の許可証をお持ちの方	高崎市保健所 生活衛生課 (027-381-6116)	すみやかに変更の手続きをください。	・変更証明書 ・許可証
	食品営業許可申請事項変更届				

	件 名 (手続きが必要なもの)	該 当 者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)
市役所関係	マイナンバーカード 住民基本台帳カード※	左記のカードをお持ちの方 (原則、本人及び法定代理人)	市役所市民課 各支所市民福祉課	マイナンバーカードは保険証や署名用電子証明書として利用していますので、早めに手続きしてください。 ※住民基本台帳カードの新規発行はしていません。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード
	在留カード 特別永住者証明書				・在留カード ・特別永住者証明書
	年金受給者の住所変更	国民年金または厚生年金を受給中の方(共済組合を除く) ※共済組合については、各共済組合へお問い合わせください。	日本年金機構 高崎年金事務所 ねんきんダイヤル 0570-05-1165	マイナンバーと基礎年金番号が紐づいている方は届出が不要です。ただし、住所変更が自動で行われないよう日本年金機構へ申出をしている場合は、届出が必要です。	・住所変更届(市役所保険年金課15番窓口及び高崎年金事務所にあります。) ・本人確認書類 ・個人番号または基礎年金番号
	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	高崎市が交付する左記の証書をお持ちの方	市役所介護保険課 (027-321-1219) 各支所市民福祉課	すみやかに変更の手続きをしてください。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	市役所障害福祉課 (027-321-1245) 各支所市民福祉課 (福祉担当)	すみやかに変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・写真(精神障害者保健福祉手帳の方) ・マイナンバーカード
	上下水道の使用者住所及び納入通知書等の送付先変更	上下水道の使用者及び納入通知書等の通知が送付されている方	高崎市水道局料金課 (027-321-1283)	すみやかに左記の連絡先にご連絡を頂くか窓口にて手続きをしてください。	納入通知書等に記載してある「お客様番号」をお知らせください。
その他	図書利用券	左記のカードをお持ちの方	中央図書館 (027-322-7919) 最寄りの図書館	来館の際、変更手続きをしてください。	・図書利用券 ・新住所、氏名、誕生日が確認できるもの(マイナンバーカード、免許証など)
	高崎市立の小・中学校以外の学校に通われている方	本人又は保護者の方	通学先の学校ですみやかに変更の手続きをしてください		・変更証明書 等 (必要書類は通学先でご確認ください)
	社会保険関係	社会保険等の被保険者の方	勤務先の事業所ですみやかに変更の手続きをしてください		・変更証明書 等 (必要書類は勤務先でご確認ください)
	各種免許証、資格、許可、認可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく各種免許証、資格、許可、認可証等の所有者	法律、条例等の定めるところによります。	法律、条例等に定める期限内	法律、条例等に定める必要書類
	電気、ガス 固定電話・携帯電話 インターネット 等	契約者	契約先	すみやかに変更の手続きをしてください。	契約先のホームページ又は事業所に確認してください。
	金融機関、保険会社 クレジットカード 等	契約者	契約先	すみやかに変更の手続きをしてください。	契約先のホームページ又は金融機関等に確認してください。
	各種有価証券の住所変更	通帳、株券、社債等の各種有価証券の所有者	各規約等に定めるところによります。	各規約等に定める期限内	各規約等に定める必要書類

3. その他の手続き(手続きは不要です。)

件 名	問い合わせ先	摘要
国民健康保険資格確認書 国民健康保険資格情報のお知らせ ※	市役所保険年金課 (027-321-1235)	新しい資格確認書などを郵送いたしますので、手続きは不要です。 ※資格情報のお知らせは、現在交付されているものをそのままご利用いただけます。
国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	市役所保険年金課 (027-321-1236)	
後期高齢者医療資格確認書 後期高齢者医療資格情報のお知らせ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 福祉医療費受給資格者証 高齢者医療費受給資格者証	市役所保険年金課 (027-321-1237)	

※変更証明書は区画整理課換地担当で無料で発行します。

※本手続き一覧では、全ての手続きを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。

地番変更についてのお問い合わせは… 高崎市役所区画整理課 換地担当
電話 027-321-1275 (区画整理課 直通)

※お手続きの概要は高崎市ホームページからもご確認いただけます。

